



公道走行 ガイドブック

**直接装着するタイプの作業機を付けたトラクタが
公道走行できるようになりました**

この程、国土交通省が農耕トラクタに関わる道路運送車両法の運用を見直し、
保安基準に緩和措置が盛り込まれることとなりました



保安基準緩和の認定条件に基づく制限事項に対応することで、
農耕トラクタに作業機を装着しても道路が走行できるようになりました



本ガイドブックは、どうすればこの認定条件に基づく制限事項に
対応できるのかを農機販売店の皆様に周知するためのものです

後写鏡(バックミラー)

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値			
44条	後写鏡等	備え付け	自動車には、後写鏡を備えること。		
		性能・取付位置等	構造	走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。容易に方向の調整をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。	
			性能	長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の自動車	運転者席において、自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できること。
	取付位置	上記を超える自動車	運転者席において、自動車の左右の外側線上後方50m迄の間にある車両の交通状況及び左外側線付近(運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できること。		
	取付位置	自動車の最外側から250mm以上突出しないこと。			

番号灯(ライセンスランプ)

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値			
36条	番号灯	備え付け	自動車の後面には、番号灯を備えること。		
		性能・取付位置等	性能	夜間後方20mから、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標の番号等を確認できること。(番号灯試験機を用いて計測した番号標板面の照度が8ルクス以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。)灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損している若しくは一部が点灯しないものでないこと。	
			灯光の色	白色であること。	
	構造	運転者席において消灯出来ない構造、または前照灯、前部霧灯もしくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯出来ない構造であること。(ただし、前照灯または前部霧灯をパッシング用に点灯させる場合は除く)点滅しないものであること。番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。			
	取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。			

お問い合わせ

一般社団法人 日本農業機械工業会
TEL 03-3433-0415

日農工ホームページ: <http://www.jfmma.or.jp>

目次

- ① どのような農耕トラクタが、道路走行できるのでしょうか? 1
- ② どのような作業機でも、装着して道路走行してもかまわない? 1
- ③ どのような対応をすれば、道路走行してもかまわない? 1
- ④ まとめ 7

1 どのような農耕トラクタが、道路走行できるのでしょうか？

作業機を装着していない状態で、道路運送車両の技術基準(保安基準)の適合性を確保できる農耕トラクタ(小型特殊自動車及び大型特殊自動車)しか道路走行できません。

作業機を装着していない状態で道路走行できるトラクタか否かを確認してください。大抵の場合、製造メーカー発行の取扱説明書に記載されています。



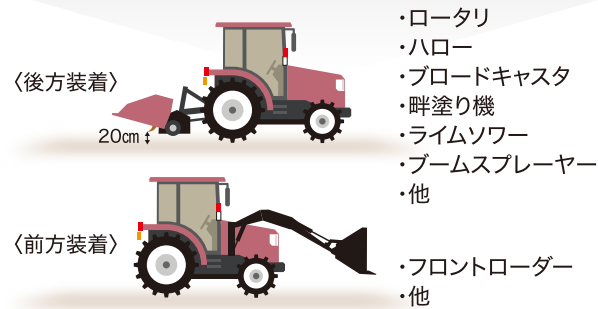
2 どのような作業機でも、装着して道路走行してもかまわない？

この程の運用見直しは、農耕トラクタに直接装着し、持ち上げて走行するタイプの作業機(以下、直装タイプの作業機)が対象になります。農耕トラクタにけん引される被けん引型の

作業機については、適用する保安基準についての整理・検討と、関係法令の見直しを行う必要があるため、検討期間を設けて道路運送車両法の運用が見直されていくこととなります。

直装タイプの作業機

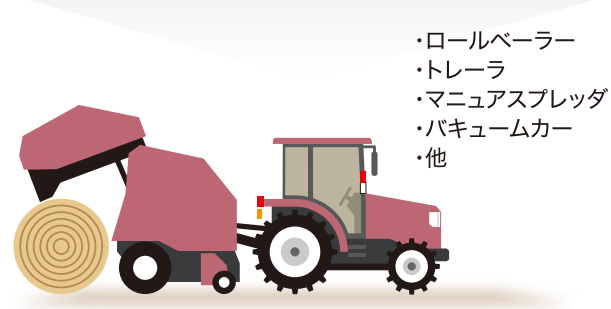
◎ 運用が見直された



- ・ロータリ
- ・ハロー
- ・ブロードキャスト
- ・畔塗り機
- ・ライムソワー
- ・ブームスプレーヤー
- ・他
- ・フロントローダー
- ・他

被けん引タイプの作業機

△ 運用見直しを検討中



- ・ロールベアラー
- ・トレーラ
- ・マニュアルスプレッド
- ・バキュームカー
- ・他

3 どのような対応をすれば、道路走行してもかまわない？

次の(1)~(6)の諸条件及び保安上の制限を満たした場合は、道路を走行できます。運行にあたっては道路交通法、道路法及び道路管理条例等を厳守すること。

(1) 許可/検査登録に関して

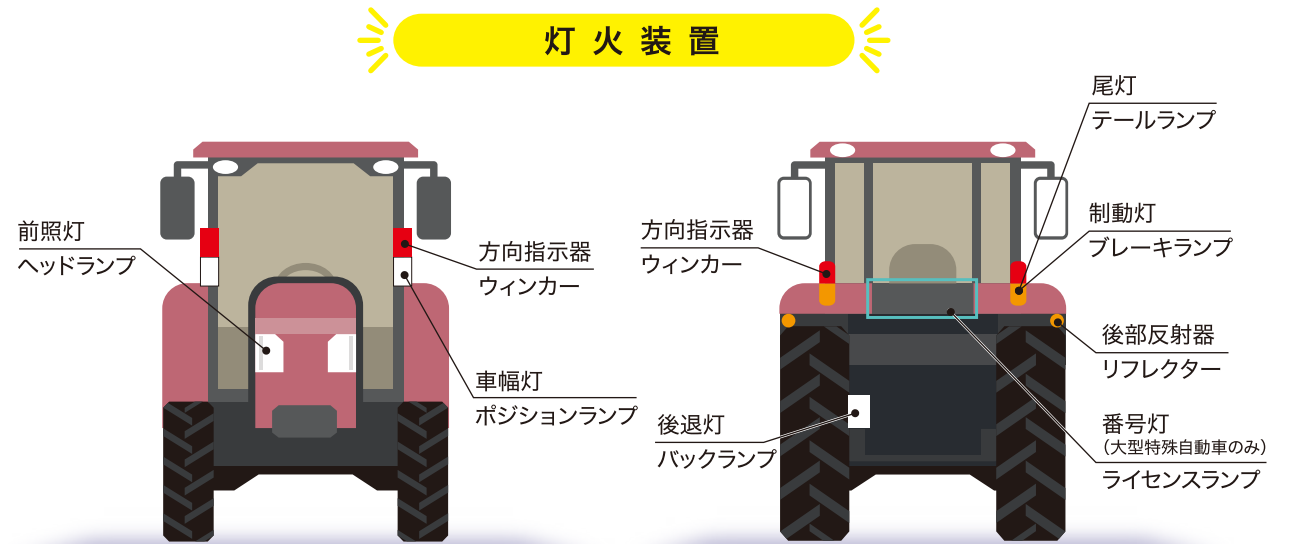
自動車の種類と大きさにより、下表のとおり申請や検査登録が必要となります。

	農耕用小型特殊自動車	農耕用大型特殊自動車
トラクタに作業機を装着した時の寸法が、全幅2.5m、全長12m、全高3.8mを全て超えない場合	公示一括緩和を適用した車両として使用者(農業従事者)が個別に申請する必要はありません	全国の運輸支局等で検査登録が必要です
トラクタに作業機を装着した時の寸法が、全幅2.5m、全長12m、全高3.8mのいずれかを超える場合	<ul style="list-style-type: none"> ・全長12m、全高3.8mのいずれかを超える場合は、地方運輸局長に個別緩和を申請する必要があります ・道路管理者(国道:地方道路局、県道:各都道府県、市道:各市町村)から特殊車両通行許可を得る必要があります 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査登録が必要です ・全長12m、全高3.8mのいずれかを超える場合は、地方運輸局長に個別緩和を申請する必要があります ・道路管理者(国道:地方道路局、県道:各都道府県、市道:各市町村)から特殊車両通行許可を得る必要があります

※いずれの場合も農耕トラクタの使用者が、保安基準適合性を確保する必要があります。

(2) 灯火装置及び反射器の取付け位置に関して

① トラクタや作業機に元々備わっている灯火装置が、他の交通からの被視認性を確保できていれば、灯火装置を移設又は増設しなくても道路を走行できます(前方に作業機を装着する場合も同じ)。

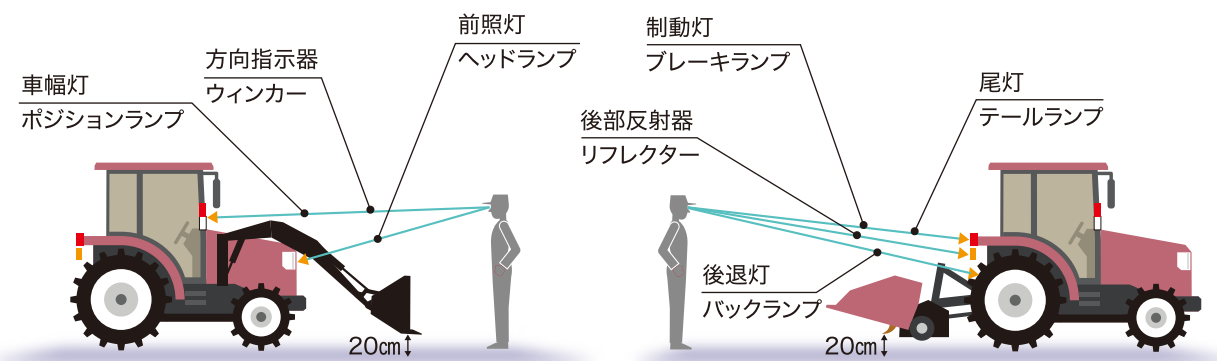


灯火装置、反射器の位置はトラクタのメーカー、シリーズ、型式により異なります。
※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタの場合、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯は取付け義務がないので、トラクタに装備されていない場合は確認の必要はありません。

灯火装置の視認性確認

<前方装着の作業機の場合>

<後方装着の作業機の場合>



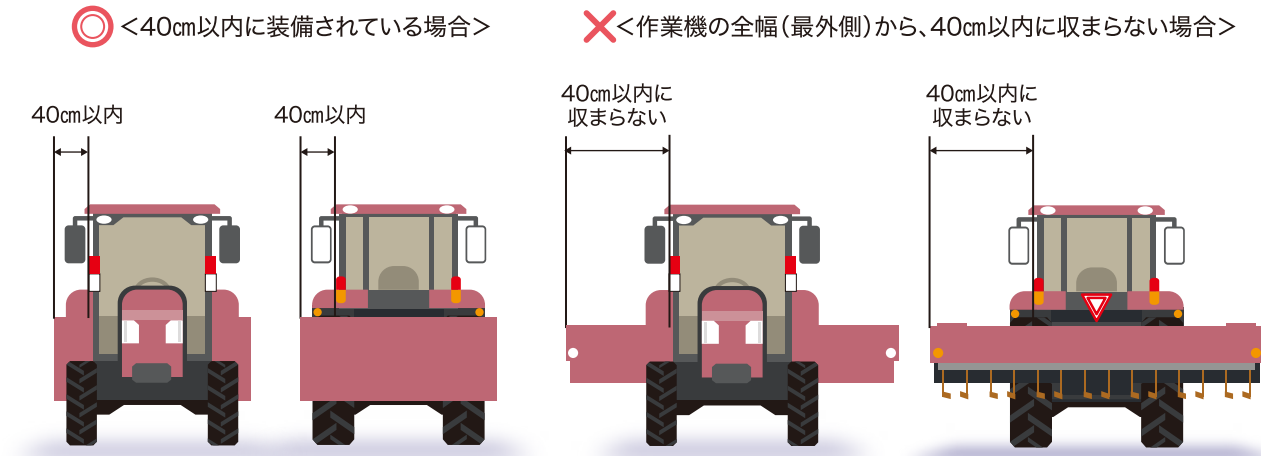
道路走行に支障がない位置まで作業機を上昇させて視認性を確認
例えば、ロータリの場合、耕うん爪を地面から20cm持ち上げた状態で確認

■ 各種灯火器の視認性確認位置

前照灯(ヘッドランプ)	夜間に前方50m先の障害物を確認できること	制動灯(ブレーキランプ)	昼間に後方100mから確認できること
車幅灯(ポジションランプ)	夜間に前方300mから確認できること	後退灯(バックランプ)	昼間に後方100mから確認できること
尾灯(テールランプ)	夜間に後方300mから確認できること	方向指示器(ウインカー)	昼間に方向の指示を示す方向100mから確認できること
後部反射器(リフレクター)	夜間に後方150mから確認できること	番号灯(ライセンスランプ)	夜間に後方20mから自動車登録番号標の数字等の表示を確認できること

② ①の場合でも、トラクタや作業機に元々備わっている灯火装置が、それぞれ最外側から40cm以内とならない場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること

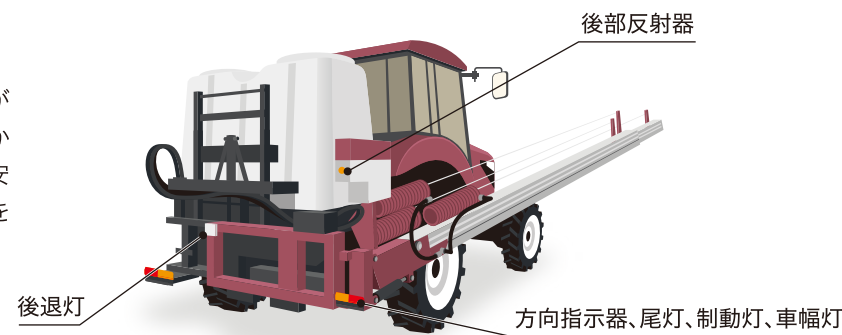


■道路運送車両法の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は以下のように定められています。

前照灯(ヘッドランプ)	最外側から可能な限り40cm以内、高さは可能な限り50cm以上120cm以下
車幅灯(ポジションランプ)*	最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上210cm以下
尾灯(テールランプ)*	最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
後部反射器(リフレクター)	最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下
制動灯(ブレーキランプ)*	最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
後退灯(バックランプ)*	高さは可能な限り地上25cm以上120cm以下
方向指示器(ウインカー)	最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上230cm以下
番号灯(ライセンスランプ) →大型特殊自動車のみ	ナンバープレートを照らすことができる位置

※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタは、取付けが義務付けされていません。

③ 作業機の装着により、灯火装置等が視認不能となる場合は、他の交通からの被視認性を確保するため、保安基準に準じた位置に灯火装置等を新たに装着する必要があります。



<小型特殊自動車の場合>

(3)全幅1.7m以下、全高2.0m以下、全長4.7m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタに関して

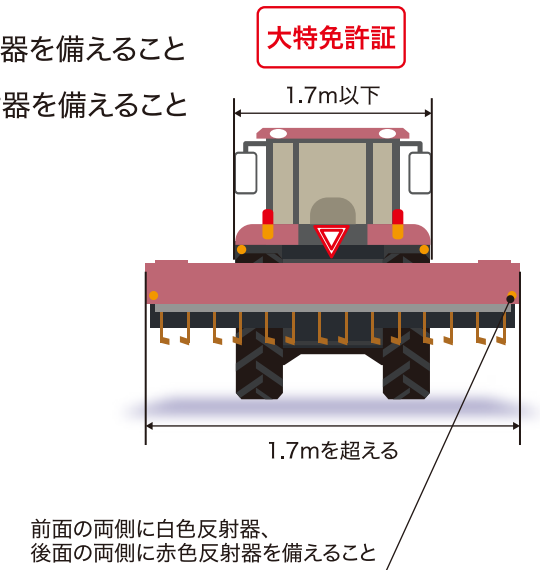
① 全幅1.7m以下、全高2.0m以下、全長4.7m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタは、幅1.7mを超える作業機を装着しても、前照灯、後部反射器、方向指示器が他の交通からの被視認性を確保できていれば、車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯を増設しなくても道路を走行できます。

但し、以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること

② 幅1.7mを超える作業機を装着する場合は、左右両側に後写鏡(バックミラー)を備える必要があります。

③ 作業機を装着して全幅1.7m、全高2.0m、全長4.7mのいずれかを超える寸法で道路を走行する運転者は、大型特殊自動車の運転免許証(「農耕用に限る」を含む)を取得する必要があります。



(4)安定性に関して

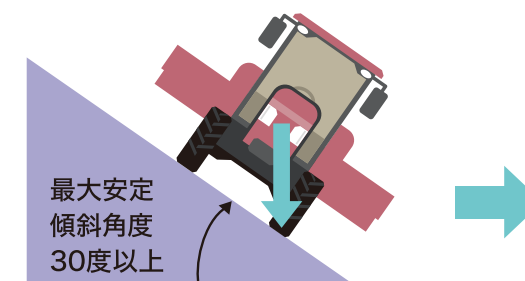
作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるもの)であれば、通常で道路走行できます。

作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度又は35度(車両総重量が車両重量の1.2倍以下又は積載により重心高さが上がるもの)に満たない場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・運行速度15km/h以下で道路走行すること
- ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と運行速度15km/h以下で走行することを後面及び、運転席に表示すること(但し、最高速度が15km/h以下のトラクタは除く)

その他留意事項

- ・作業機を装着してグラウンドクリアランスを20cmにした状態での最大安定傾斜角度を順次調査し、運行速度が15km/hに制限されないトラクタと作業機の組合せを、日農工のホームページにリストアップしていきます。



※車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるものは最大安定傾斜角度35度以上



【日農工ホームページアドレス: <http://www.jfmma.or.jp>】

(5) 操舵輪の分担荷重に関して

作業機を装着した状態で、かじ取車輪にかかる荷重が車両総重量の20%未満では道路走行できません。フロントウェイト等を追加装着し、20%以上になるようにして道路を走行してください。

(6) 全幅が2.5mを超過する場合に関して

全幅が2.5mを超過する場合は、道路管理者(国道:地方道路局、県道:各都道府県、市道:各市町村)から、特殊車両通行許可を得る必要があります。

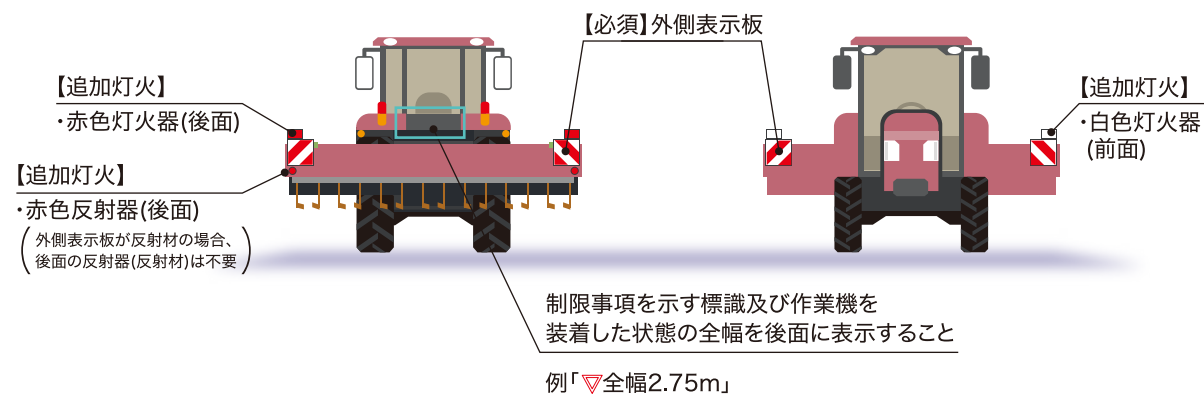
① 全幅が2.5mを超えていて灯火装置がそれぞれ最外側から40cm以内の場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること
- ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と、作業機を装着した状態の全幅を後面及び、運転席に表示すること

② 全幅が2.5mを超えていて、灯火装置等がそれぞれ最外側から40cm以内とならない場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること
- ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と、作業機を装着した状態の全幅を後面及び、運転席に表示すること
- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色灯火器(光度300カンデラ以下)を備えること
※白色灯火器は前照灯、車幅灯、尾灯と連動すること。
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色灯火器(光度300カンデラ以下)及び赤色反射器を備えること
※赤色灯火器は前照灯、車幅灯、尾灯と連動すること。

■全幅が2.5mを超えていて、灯火装置等がそれぞれ最外側から40cm以内とならない場合の対応イメージ



(1) 運転免許

トラクタで道路を運転するためには、以下の運転免許を取得している必要があります。

制限	トラクタに作業機を装着した状態の寸法が全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームの高さ2.8m以下)、全長4.7m以下、且つ、最高速度が15km/h以下の場合	左記の寸法・運行速度の制限をひとつでも上回る場合
必要な運転免許証	小型特殊免許/普通免許	大型特殊免許(農耕用に限る、も含む)

(2) 保安基準への適合性確認

車両の種類によって申請/検査登録の要否が異なります。

車両の種類	農耕用小型特殊自動車	農耕用大型特殊自動車
保安基準への適合性の確認	公示一括緩和を適用した車両として使用者(農業従事者)が個別に申請する必要はない。但し、使用者が保安基準適合性を確保する責任を負う	全国の運輸支局等で検査登録が必要(作業機を装着した状態の検査登録に関わる道路運送車両法の運用の見直しが検討されています)

(3) 基準緩和項目と制限事項の整理

灯火器類の視認性や安全性、幅で基準緩和されると、以下の制限事項に対応する必要があります。

機体寸法		トラクタに作業機を装着した状態の寸法が、全幅2.5m、全高3.8m、全長12m以下の場合	トラクタに作業機を装着した状態の全幅が2.5mを上回る場合	共通
灯火器類の視認性※ 対象の灯火器類 前照灯(ヘッドランプ) 車幅灯(ポジションランプ) 尾灯(テールランプ) 後部反射器(リフレクター) 制動灯(ブレーキランプ) 方向指示器(ウィンカー)	全ての灯火器が他の交通からの被視認性を確保できている場合	灯火器の取付位置が全て最外側から40cm以内の場合 制限事項① 全幅1.7m以下、全高2.0m以下、全長4.7m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタが幅1.7mを超える作業機を装着する場合は、 ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること ・制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること ・左右両側に後写鏡(バックミラー)を備えること	制限事項④ ・道路管理者(国道:地方道路局、県道:各都道府県、市道:各市町村)から、特殊車両通行許可を得ること ・作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること ・制限を受けた自動車の標識(▽)と作業機を装着した状態の全幅寸法を後面及び運転席に表示すること	運行にあたっては、道路交通法、道路法、農道管理条例等を厳守すること
	最外側から40cm以上となる灯火器がある場合	制限事項② ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること ・制限を受けた自動車の標識(▽)を装着すること ・全幅1.7m、全高2.0m、全長4.7mのいずれかを超える場合は左右両側に後写鏡(バックミラー)を備えること	制限事項⑤ ・制限事項④に対応すること ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色灯火器(光度300カンデラ以下)を備えること。白色灯火器は前照灯、車幅灯、尾灯と連動すること ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色灯火器(光度300カンデラ以下)及び赤色反射器を備えること。赤色灯火器は前照灯、車幅灯、尾灯と連動すること	
	他の交通からの被視認性が確保できない灯火器がある場合	制限事項③ ・被視認性が確保できない灯火器は保安基準を確保する位置に、灯火器を新たに装着すること ・全幅1.7m、全高2.0m、全長4.7mのいずれかを超える場合は左右両側に後写鏡(バックミラー)を備えること	制限事項⑥ ・制限事項④に対応すること ・被視認性が確保できない灯火器は保安基準を確保する位置に灯火器等を新たに装着する必要がある	
安定性	最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの)の場合	・通常で道路走行できる		
	最大安定傾斜角度が30度又は35度(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は積載により重心高さが上がるもの)に満たない場合	・運行速度15km/h以下で道路走行すること ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と運行速度15km/h以下で走行することを後面及び運転席に表示すること 但し、設計最高速度が15km/h以下の車両を除く		
操舵輪の分担荷重 ※基準緩和項目にはないが特に留意すべきこと	操舵装置の車両軸重量が20%以上	・作業機を装着した状態でも、操舵装置の車輪軸荷重が20%以上あれば道路走行できる		
	操舵装置の車両軸重量が20%未満	・作業機を装着した状態で、操舵装置の車輪軸荷重が20%未満であれば、フロントウェイト等を追加装着し、20%以上になるようにして道路を走行すること		

※後退灯(バックランプ)や番号灯(ライセンスランプ)は基準緩和と制限の対象外だが、被視認性が確保できない場合は、保安基準を確保する位置に移設又は新設する必要がある

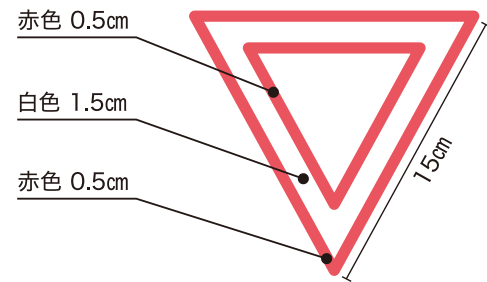
(4) 制限標識

前記3- (1)～(4)及び(6)の緩和項目に該当し制限を受ける場合は、制限標識を後面の見やすい位置に表示しなければなりません。

制限を受けた自動車の標識

道路運送車両法施行規則第五十四条
第十九号様式(制限を受けた自動車の標識)

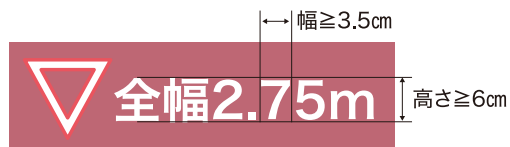
- ※形状は倒立正三角形とすること
- ※寸法、色を反映させること



(5) 全幅や最大安定傾斜角度の緩和を受ける場合

全幅や制限速度の表示

- ・作業機を装着した状態の全幅表示例(後面)
- ・最大安定傾斜角度の基準を緩和された場合は、最高速度15km/h以下の制限速度を表示すること(後面)
- ・全幅や制限速度を運転席にも表示すること
- ・全幅と制限速度の両方の緩和を受ける場合は「全幅」→「制限速度」の順に表示すること
- ・表示スペースが広く取れない場合、別々に表示しても可。制限を受けた自動車の標識(▽)はひとつでも可



(6) 反射器、灯火器、外側表示板のイメージ

各メーカーから推奨品や取付け要領等が準備される見通しです。

反射器



白色(前面)



赤色(後面)

灯火器



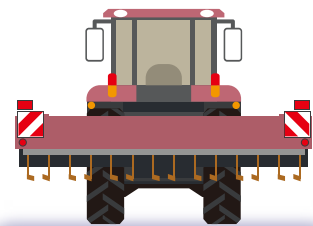
白色(前面)



赤色(後面)

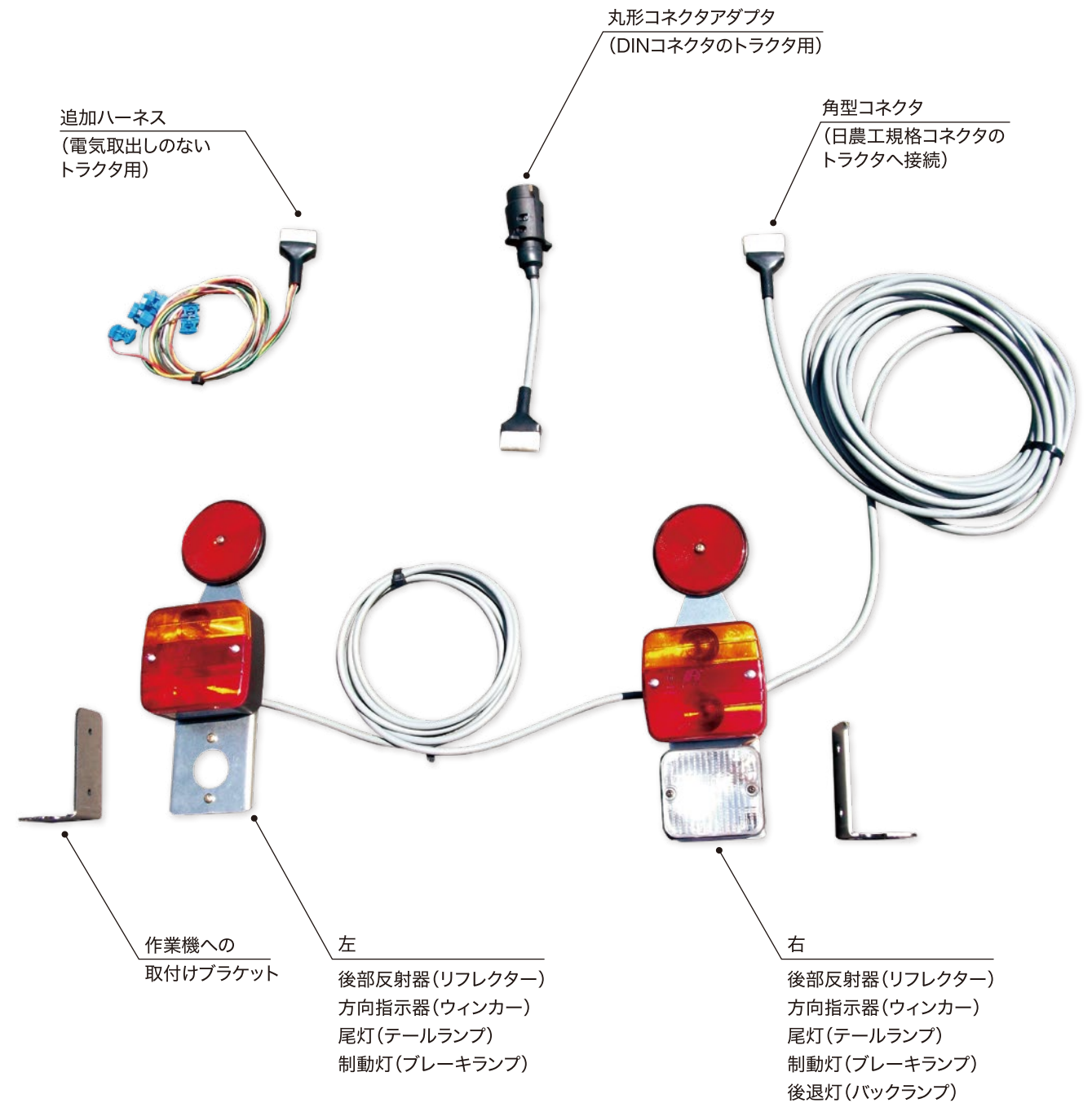
外側表示板

ゼブラシート
寸法28.2cm×28.2cm以上



機体を見てゼブラが上図のように外開きになるように備えること

(7) 灯火装置等が視認不能となる場合の対応キットイメージ



(8) 灯火器類の保安基準適合要領

前照灯(ヘッドランプ)

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値			
32条	最高速度20km/h以上の自動車	走行用前照灯	備え付け	自動車の前面には、次基準適合する走行用照灯を備えなければならない。	
			性能	確認距離	夜間前方50mの障害物を確認できること。かつ、最高光度の合計は430,000cdを超えないこと。 照射光線は、自動車の進行方向を正射すること。
		灯光の色		白色であること。	
		照射光線		取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわなない構造であること。	
		灯火の個数	2個又は4個であること。左右同数であること。		
		取付位置	左右対称に取り付けられていること。 (ただし、前面形状が非対称の自動車を除く。)		
		すれ違い用前照灯	備え付け	自動車の前面には、次の基準に適合するすれ違い用前照灯を備えなければならない。	
			性能	確認距離	他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間前方15mの障害物を確認できること。
				灯光の色	白色であること。
				照射光線	取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわなない構造であること。
	灯火の個数		2個であること。左右同数であること。		
	取付位置	照明部の上縁の高さは地上1,200mm以下(自動車の構造上 地上1,200mm以下に取り付けることができないものは、取り付けることができる最低の高さ)であること。照明部の下縁の高さは地上500mm以上(自動車の構造上 地上500mm以上に取り付けることができないものは、取り付けることができる最高の高さ)であること。 照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内、又は取り付けることができる最外側の位置。			
	最高速度20km/h未満の自動車	走行用前照灯	備え付け灯の個数	自動車の前面には、白色の走行用前照灯を備えること。 1個、2個又は4個であること。	
			確認距離	走行用前照灯は、安全な運行を確保できる適当な光度を有すること。(走行用前照灯光度が1灯10,000cd以上のものは、照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個備えること。)	
			光度が10,000cd以上の前照灯の照射光線	照射光線は、自動車の進行方向を正射すること。 取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわなない構造であること。	
		すれ違い用前照灯	備え付け灯光の色	自動車の前面には、照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個備えること。 (光度が10,000cd未満の走行用前照灯を備えるものは除く)白色であること。	
			照射光線	取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわなない構造であること。	
			取付位置	照明部の上縁の高さは地上1,200mm以下(自動車の構造上地上1,200mm以下に取り付けることができないものは、取り付けることができる最低の高さ)であること。照明部の下縁の高さは地上500mm以上(自動車の構造上 地上500mm以上に取り付けることができないものは、取り付けることができる最高の高さ)であること。 照明部の最外縁は自動車側から400mm以内、又は取り付けることができる最外側の位置。	

車幅灯(ポジションランプ)

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値		
34条	車幅灯	性能	備え付け	自動車の前面の両側には車幅灯を備えること。
			性能	夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できること。 (光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		灯火の個数	2個又は4個であること。	
		灯光の色	白色であること。 ただし、方向指示器との集合式、結合式(構造上一体となっているもの)又は兼用式のものは橙色でもよい。	
		取付位置等	取付位置	照明部の上縁の高さは、地上2,100mm以下であること。 照明部の下縁の高さは、地上250mm以上であること。 照明部の最外縁は、最外側から400mm以内であること。 車両中心面に対して左右対称の位置に取り付けられていること。(前面形状が非対称の自動車を除く。)
			取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。
		構造	前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mmを超える自動車にあっては、前照灯点灯時に消灯できないこと。 車幅灯は、尾灯及び番号灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならない。	

尾灯(テールランプ)

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値		
37条	尾灯	性能	備え付け	自動車の後面両側に備えること。
			性能	夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できること。 (光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
			灯光の色	赤色であること。
		取付位置等	取付位置	照明部の上縁の高さは、地上2,100mm以下であること。 ただし、後面に追加で備える尾灯は、前記規定によらず、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けることができる。 この場合、尾灯の照明部の上縁の高さは地上2,100mm以下で、かつ、追加で備える尾灯の照明部の下縁の高さと垂直方向に600mm以上離れていること。 照明部の下縁の高さは、地上350mm以上であること。 照明部の最外縁は、最外側から400mm以内であること。 車両中心面に対して左右対称の位置に取り付けられていること。(後面形状が非対称の自動車を除く。)
			取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。
			構造	運転者席において消灯できない構造又は前照灯、車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できないこと。

後部反射器(リフレクター)

保安基準条項	項 目		保安基準等の基準値
38条	後部反射器等	備え付け	自動車の後面には、後部反射器を備えること。
		形 状	反射部は、三角形以外の形状であること。
		性 能	夜間にその後方150mの距離から走行用前照灯で照らしたとき、その反射光を照射位置から確認できること。(反射部の大きさが10cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。)反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
		反射光の色	赤色であること。
		取付位置	反射部の上縁の高さは、地上1,500mm以下であること。 反射部の下縁の高さは、地上250mm以上であること。
			反射部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内であること。 車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。(後面形状が非対称の自動車を除く。)
取付要件	反射器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。		

制動灯(ブレーキランプ)

保安基準条項	項 目		保安基準等の基準値
39条	性能・取付位置等	備え付け	自動車の後面の両側には、制動灯を備えること。
		性 能	昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できること。(光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。)灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		灯 光 の 色	赤色であること。
		取付位置	照明部の上縁の高さは、地上2,100mm以下であること。 ただし、後面に追加で備える制動灯は、前記によらず、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けることができる。この場合、制動灯の照明部の上縁の高さは地上2,100mm以下で、かつ、追加で備える制動灯の照明部の下縁の高さと垂直方向に600mm以上離れていること。
			照明部の下縁の高さは、地上350mm以上であること。
			照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内であること。
			車両中心線に対して左右対称に取り付けられていること。(ただし、後面形状が非対称の自動車を除く。)
		取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。
構 造	主制動装置操作時のみ、点灯のこと。		
	尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の5倍以上となる構造であること。		

後退灯(バックランプ)

保安基準条項	項 目		保安基準等の基準値
40条	後退灯	備え付け	自動車には、後退灯を備えること。
		性 能	昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、照射光線は他の交通を妨げないものであること。(光源が15W以上75W以下で照明部の大きさが20cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。)灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		灯 光 の 色	白色であること。
		灯 光 の 数	1個又は2個であること。
		取付位置	照明部の上縁の高さは地上1,200mm以下(自動車の構造上1,200mm以下に取り付けることができないものは、取り付けられることができる最低の高さ)であること。
			照明部の下縁の高さは地上250mm以上であること。 対をなす後退灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。(非対称の外形の自動車は、可能な限りこれを満たすこと。)
		取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。
構 造	変速装置を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作している場合にのみ点灯すること。		

方向指示器(ウインカー)

保安基準条項	項 目		保安基準等の基準値
41条	方向指示器	備え付け	自動車の車両中心線上、前方及び後方30mの距離から指示部が見通せる位置に、少なくとも左右各1個備えること。
		性 能 確 認 距 離	昼間において点灯指示方向100mから、点灯を確認できること。(光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが長さ6m以上の自動車の場合40cm以上(長さ6m未満の自動車の場合20cm以上)又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。)灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		灯 光 の 色	灯光の色は橙色であること。
		点 滅 回 数	点滅回数は60～120回/分で、一定周期であること。
		対 称 取 付	方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取付のこと。(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)
		横断面方向	指示部の最内縁間隔は車幅が1,300mm以上の自動車は600mm以上、車幅が1,300mm未満の自動車は400mm以上であること。
			指示部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内であること。
		垂 直 方 向	指示部の上縁の高さは地上2,300mm以下であること。 指示部の下縁の高さは地上350mm以上であること。
取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。		